

義務付け・枠付けの見直し

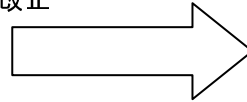
【概要】

改正の対象

自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの

- ①施設・公物設置管理の基準
- ②協議、同意、許可・認可・承認
- ③計画等の策定及びその手続

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けをも直し、関係法律を一括改正



改正後

- ①施設・公物設置管理の基準
国が法律で定めている設置・管理の基準を条例に委任。なお、条例の制定にあたっては、国が条例に委任する際の制約として「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」を設定
- ②協議、同意、許可・認可・承認
自治体の事務であるにもかかわらず国が義務付けている関与を見直し
- ③計画等の策定及びその手続
計画等の策定義務や策定に際しての国への協議等を見直し

【条例制定基準の類型】

高

条例が国の基準に縛られる度合い

低

「従うべき基準」

- 必ず適合させなければならない基準
- 自治体が異なる内容を定めることは許されない

「標準」

- 通常よるべき基準
- 合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じて自治体が異なる内容を定めることが許容される

「参酌すべき基準」

- 十分参照しなければならない基準
- 国の基準を十分参照した結果としてであれば自治体が異なる内容を定めることが許容される